



白銀の美瑛を巡る 2泊3日の写真ツアー

ツアー代金

2名1室 70,000円
1名1室 77,000円

<GoToトラベル事業支援対象>

上記旅行代金からGoToトラベルの支援金が適用されます。

2名1室：旅行代金への給付額 24,500円

お支払い実額：45,500円

1名1室：旅行代金への給付額 26,900円

お支払い実額：50,100円

※地域共通クーポンは、国のGoToトラベル事業支援の一環として付与されます。

裏面も必ずご覧ください。

代金に含まれるもの

宿泊費（29日、30日）入湯税
食事代 朝・昼・夕 各2回
バス代、講師ガイド料他諸経費

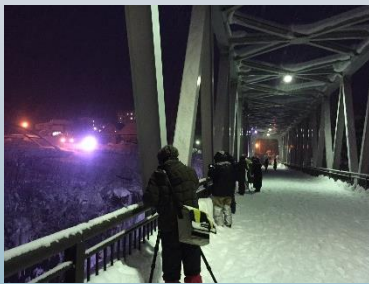
※自宅～集合場所までの交通費
解散場所～自宅までの交通費
任意保険、個人的な費用は含みません。

定員

20名(最少催行人数18名)

宿泊先

湯元白金温泉ホテル



出発日

2021年1月29日（金）

集合・解散

旭川空港あるいは四季の情報館

申込締め切り：2020年12月28日（月）

定員に達し次第受付終了とさせていただきます。

講師：写真家 前田 晃氏
黒川 政司氏

行程

3日間	※全日程大型バス（お一人様2座席利用）		食事
1/29 (金)	旭川空港集合 13:30	四季の情報館集合 14:00	夕食
	町内撮影 ~18:00	ホテル着 (夕食19時~撮影時間により前後)	
1/30 (土)	06:00~08:00	早朝撮影 (朝食:美瑛市街地)	朝食 昼食 夕食
	朝食後~17:00	撮影 (昼食は撮影等により前後有)	
	17:00~18:00	ホテル着 (夕食19時~撮影時間により前後)	
1/31 (日)	06:00~08:00	早朝撮影 (朝食:ホテル)	朝食 昼食
	朝食後 ~16:00	撮影 (昼食は撮影等により前後有)	
	16:00	美瑛駅 (解散)	
	17:20	旭川空港	

旅行条件 (要約)

お申し込みの際には、必ず旅行条件書(全文)をお受け取りいただき、事前に内容をご確認の上お申し込みください。

この旅行は、下記旅行企画・実施者(以下「当社」といいます。)が企画・募集し実施する企画旅行で、お客様は当社と企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。また、契約の内容・条件は、本チラシ・旅行条件書及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

1. お申し込み

お申込みの場合、当社所定の申込書の提出と当社が別に定める申込金のお支払いが必要です。(2つが揃った時点で正式なお申し込みとなります。)

※ 申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取り扱います。

2. 追加代金

追加代金とは、①航空会社の選択、②航空便の選択、③航空機の等級の選択、④宿泊ホテル・旅館の指定の選択、⑤1人部屋追加代金、⑥延泊による宿泊代金、⑦平日・休前日の選択により追加する代金をいいます。⑧出発・帰着曜日の選択

3. 取消料

お客様のご都合で、旅行契約を解除する場合は、下記の取消料をお支払いいただきます。

解除の時期	取消料の内容
旅行開始日の前日から起算して20日前まで	旅行代金の 20%
旅行開始日の前日から起算して7日前まで	旅行代金の 30%
旅行開始日の前日	旅行代金の 40%
旅行開始日	旅行代金の 50%
旅行開始後の解除又は無連絡不参加	旅行代金の 100%

4. 取消料がかかる場合(お客様による旅行契約の解除)

お客様は、表記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

[国土交通省・観光庁より、GoToトラベル事業をご利用いただく皆様へ\(別紙pdf\)~GoToトラベルのご利用に当たっての遵守事項~必ずお読み下さい。](#)

お申込・お問い合わせは下記へ

旅行企画・主催
一般社団法人 美瑛町観光協会

北海道知事登録旅行業 第3-585号
一般社団法人全国旅行業協会会員
〒071-0208

北海道 上川郡美瑛町本町1丁目2番14号
☎0166-92-4378

国内旅行業務取扱管理者:岩佐 高子
運行バス会社/宮本バス株式会社

5. 当社による旅行契約の解除

次の場合当社は旅行契約を解除することがあります。(一部例示)

・参加者の数が記載した最少催行人員に達しなかったとき。

6. 当社の責任

当社は当社または手配代行者がお客様に損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に關係する賠償限度額は15万円(ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。)また次のような場合は原則として責任を負いません。お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

7. 特別補償

当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、所定の補償金及び見舞金を支払います。

8. お客様の責任

お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。

9. 個人情報の取り扱いについて

当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、旅行者との間の連絡のために利用させていただくほか、旅行者がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

※ このほか、当社は①会社及び会社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、③アンケートのお願い、④特典サービスの提供、⑤統計資料の作成に旅行者の個人情報を利用させていただくことがあります。

当社は、当社が保有する個人データのうち、氏名、住所、電話番号、又はメールアドレスなどのお客様のご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、利用させていただきます。

◎当社はいかなる場合でも旅行の再実施はいたしません。

10. 募集型企画旅行契約約款について

この条件に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

※この旅行はGoToトラベル事業支援対象です。

当ツアーでは、お客様に支給される国からの支援金を代わり、その支援金を代理で受領いたしますので、お客様は、旅行代金より支援金を引いた額をお支払い頂きます。なお、お取消の際は、旅行代金を基準として所定の取消料を申し受けますので、予めご了承下さい。

当日、ご住所が確認できる書類(運転免許証や身分証明書等)の確認が必要となりますので、ご持参をお願いいたします。

※当日、ご体調のすぐれない場合は、ご参加をお控えいただけますようお願い致します。

今後の新型コロナウイルスの感染状況等によっては、延期等変更になる場合があります。支援対象外の期間のご旅行については、給付金・地域共通クーポンは適用されません。給付金適用前の旅行代金がお支払い額となり、地域共通クーポンの配布もございません。予めご了承ください。

左記の旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、ご遠慮なく左記取扱管理者にご質問下さい。